

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 23 日(火) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大嶧局長・宮本次長
8. 協議事項
6 月定例会本会議(6 月 19 日)から付託された事件(議案 1 件)
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 9 時 30 分 閉会 10 時 24 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 6 月 23 日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

宮 本 啓 治

— 開会 9:30 —

上田委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、質疑に際しては、補正予算書及び説明資料のページ数、「目」名、事業コードなど該当箇所を示して発言いただくようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 8 年度長門市一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正お呼び第 2 条地方債の補正を一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、学校教育課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

中平委員 補正予算書 18 ページ、10 款「教育費」に 9 目「図書館費」、これ財源構成でその他財源になっておりますけど、これ、15 ページの雑入の自治宝くじコミュニティ事業助成金でちょうど金額が合いますが、そのあたりの説明をお願いいたします。

地域連携教育推進室長 まず、補正予算書 14 ページ、15 ページ、歳入予算 22 款「諸収入」、4 項「雑入」、4 目「雑入」、10 節「教育費雑入」として自治宝くじコミュニティ事業助成金 530 万円を計上しております。コミュニティ助成事業金 530 万円の助成対象となる事業は移動図書館車の整備であることから、特定財源として財源更正を行う必要がありますので、補正予算書 18 ページ、19 ページ、歳出予算 10 款「教育費」、6 項「社会教育費」、9 目「図書館費」1 億 6,390 万 3,000 円の一般財源のうち 530 万円をその他の特定財源として財源更正を行うものです。以上です。

上田委員長 ほかにございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、学校教育課所管全般についてご質問ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:32 —

— 再開 9:33 —

上田委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 企画政策課所管につきましては、補足説明は特にございませぬ。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑もないので、質疑を終わります。

次に、デジタル戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 デジタル戦略課につきましても、補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質問はございませんか。

田村継委員 声届いてますでしょうか。予算書 16 から 17 ページ、説明資料 1 ページ、携帯電話等エリア整備事業、9 目「電算管理費」、事業コート 015「デジタルトランスフォーメーション推進事業」についてお伺いします。すいません、声が漏れてたら申し訳ないです。まず、こちらの対象エリアの世帯数をお伺いいたします。

デジタル戦略課長 辻並地区の世帯数は 10 世帯で 20 人になっております。

田村継委員 では対象キャリア、どこのキャリアが通じるようになる見込みかお伺いいたします。

デジタル戦略課長 今回の整備につきましては、ドコモの基地局となります。

田村継委員 ではほかのキャリア、例えば au さんとかいったそのあたりは、これまでと同様に通じないという理解でよろしいでしょうか。

デジタル戦略課長 今回はドコモの整備になりますので、ほかのキャリアについてはこれまでと変わらないというところになります。

田村継委員 では、今度は予算の内訳をお伺いさせていただきます。総額ですと、1,998 万円で、起債のほうは 1,990 万円、一般財源のほうは 8 万 6 千円だと思います。国、県からの国庫補助等がゼロ等の理由をお伺いできますか。例えば、利用できる補助金等はなかったのか、それを検討されたのかお伺いいたします。

デジタル戦略課長 今回、国庫補助事業の採択基準につきましては、非居住エリアが条件となりますので、今回の地区につきましては採択が難しいというところで、ほかの補助事業等についても検討した結果、難しいということで、今回単独市費事業で実施するものでございます。

田村継委員 では、今度はどのような起債を起こされて、交付税措置率は何パーセント、市の実質負担率はいくらになる見込みなのか、お伺いいたします。

デジタル戦略課長 今回の地方債につきましては、過疎債を活用する予定にしております。充当率が 100 パーセントになりますので、10 万円未満のところは一般財源というところになっております。算入率が 70 パーセントとなりますので、約事業費の 3 割が市の負担、実質的な負担というふうに考えております。

田村継委員 では、工期の見込みをお伺いいたします。

デジタル戦略課長 来年の 3 月を目標に事業実施する予定であります。

田村継委員 ちょっと長くなったので、私からこれで最後にさせていただきます。年度内に工事が終了するというお話だったと思います。実際に電波の恩恵を受けるのはいつ頃になれるのか、お伺いいたします。

デジタル戦略課長 携帯事業者さんに確認しますと、工事が完了してシステム調整をすればすぐ繋がるっていうふうに聞いております。

上田委員長 ほかに質疑はございませんか。（「委員長関連」と呼ぶ者あり）

ひさなが委員 今の携帯電話等エリア整備事業ですけれども、用地に関してなんですけど、説明資料を読むと用地買収等の金額は出てないんですけども、用地についてはどのようになっているのかお伺いします。

デジタル戦略課長 携帯事業者さんから候補地として示されたところは全て民地でしたので、地元とお話をしましてご提供いただける予定ということで進めております。

ひさなが委員 それはもう借りるとかじゃなくて、もう完全に市のほうに譲渡していただけるということでよろしいですか。

デジタル戦略課長 所有者の方とは、そのような形で今お話をしております。

ひさなが委員 はい、わかりました。あともう 1 点ですね、この 6 月補正のタイミングでこれを予算化された理由についてお伺いします。

デジタル戦略課長 昨年一般質問を受けまして、その後、地元との意見交換を重ねまして、その後、携帯事業者さんのほうに要望してきたんですけど、この 4 月に入りまして、ドコモさんのほうから事業参画の意思表示をいただけたことから、今回の 6 月補正でのタイミングとなったところでございます。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、最後にですね、今、一般質問を受けてから準備をされてきたっていうことだと思うんですけど、かなり緊急性が高いから一般質問を受けてされてきたのかなと思うんですけど、様々、一般質問等要望がある中、この事業の緊急性というのはどのように整理をされているのか、最後にお伺いします。

デジタル戦略課長 この辻並地区につきましては、令和 3 年度に三隅地区のほうから要望が上がってきて、その後、携帯事業者さん等に要望活動をしてきたところでございますが、地域全体として電波が入りづらい地域っていうのは、今、市として把握しているところについては、この辻並地区というところになりますので、誰一人取り残さないっていうところで、今回、単独事業でも実施するっていうところでしたところでございます。

上田委員長 ほかにございませんか。

田村大治郎委員 今回、その辻並地区が選定された理由は、ただ今述べられたと思うんですけども、地域全体という、自治会全体というくくりではないにせよ、電波の

届きにくいエリアっていうのは他にもあるわけで、そのあたりで辻並を選ばれたという理由について、詳しくお聞かせいただけますか。

デジタル戦略課長 辻並地区につきましては、まず市の中でですね、全てのキャリアが入らない不感地域は無いというものとしては認識しておりまして、電波が入りづらい地域としては、この辻並地区というところが地域全体として入りづらい地域というところで認識しておりましたので、今回要望してきた中で、今回やはり事業を実施するにあたりましては、携帯事業者さんのほうが事業参画の意思を示していただかないと事業実施に至らないところでございますので、今回、要望する中でドコモさんから意思表示をいただけたので、今回事業を実施するということになったところです。先ほど委員がおっしゃられるように、個別に見たときには、山の奥地ですとか、個別で見たときにはその地域地区の環境、その個別の環境によって入りづらい家というのはあるかもしれないですけど、地域全体として入りづらい地域は、こちらの辻並地区というふうに認識しておりますので、今回事業を実施するとしたところでございます。

田村大治郎委員 今回、その辻並地区は、不感地帯ということで辻並地区を選択されたというお答えでした。対象となる事業者ドコモさんなんですけど、ドコモって民間の事業者ですけど、この民間の事業者 1 社のためのこの約 2,000 万円の市の支出というものがですね、過疎債を使われるということでしたけれども、3 月に持続化計画を作られたと思います。これのどの辺りに位置付けておられるのか、お答えいただけるでしょうか。（執行部答弁確認中～）

ちょっと私の調査も不十分だったので、今の質問を取り消させていただいて、次の質問に行ってよろしいですか。

上田委員長 はい、どうぞ。

田村大治郎委員 これは市が建てるわけですけども、建てたら終わりというわけではなくてですね、電波をずっと出すのであれば、何年かに一度検査もありますし、当然ランニングコストもかかってくるわけですけども、このランニングコストについてはどのような、どこが負担をするようになるのでしょうか。

デジタル戦略課長 電気代、それとあと維持管理の費用、修繕とか含めまして、その費用につきましては今ドコモさんのほうが負担されるというふうに聞いております。

田村大治郎委員 先で、もしかするとですね、このアンテナを撤去するということもあるかと思いますが、その時の撤去費用もドコモですか。

デジタル戦略課長 撤去費用については、まだドコモさんとは特にちょっとお話しはしていないというところでございます。アンテナの機器の更新等につきましては、今ドコモさんのほうでしていただけるというふうには聞いておるところでございますけど、そのアンテナの撤去とかについては、今まだ話をしていないというところでございます。

田村大治郎委員 去年の一般質問の話でいきますと、市長の最後のご答弁でスターリンクが出てきたと思うんですね。エリア全体の不感地帯ということで行きますと、

辻並地区が該当するということで、それは間違いのないところだろうと思いますけれども、その他にも何て言うか、ピンポイントの地域によって電波が届きにくいところ、届かないところがあるっていうのは先ほど確認をさせていただいた通りです。今回、一応伺いますけど、これはこれぐらいの大きな予算が市債、過疎債で建てられるということですけど、スターリンクは au さんとドコモさん、この春からドコモさんもサービスを開始しております。キャリアの問題だけだと——キャリアというか、端末の問題だけだと思いますけど、こちらのほうで全エリアを対象にしようというふうなお考えはなかったですか。

デジタル戦略課長 先ほどありました衛星通信の関係につきましては、今、現状はテキストデータ等の通信というところで、あと、やはり空が見えていないといけないっていうところで、やっぱり宅内では遮蔽物があるということで、ちょっと難しいというのも携帯事業者さんのほうから伺っておりますので、今回、基地局の整備というところでございます。

上田委員長 ほかに、ございませんか。

重村委員 因みにですね、今の質疑を聞いてて、長門市がそういったご意向を示していただいたところに、補助と言いますか、資金も出すからお願いしますという状況だろうと思うんですけど、例えば、結局、通信を開始されるとですね、事業者の手元に、何て言うか、使用料っていうのは落ちるわけでね、一定のそこに建設には一部やはりドコモさんも提供され、資金を出されてもいいのかなと思うんだけど、建設費の——あとの維持管理は別ですよ。建設費に関わるドコモの負担分というのは全く無いのか、それとも部分的には存在しているのか、確認をしておきたいと思います。

デジタル戦略課長 携帯事業者さんとしましては、一応サービスエリアの、サービス提供エリアという認識でございますので、今回の基地局設置にかかる費用負担を求めるということはちょっと難しいという状況でございましたので、今回の設置にかかる費用のところの負担は、事業者さんのほうには無いというところでございます。ただ、先ほど答弁申し上げましたように、今後の維持管理費、電気代ですとか、そういったところの費用についてはドコモさんのほうで見ていただけるというふうに聞いております。

綾城委員 関連です。

上田委員長 どうぞ。

綾城委員 部長にお尋ねしますけども、今、市長の提案説明の中にもありました、不感地域はもうこれでなくなるというふうな、市は認識でいらっしゃる。で、過去、私も一般質問をしたことがあります。で、湯本で言うと、三ノ瀬の特に奥の方なんかはやっぱり基本的には携帯電話が届きにくい地域になってます、ドコモ、au 問わずですね。で、まず、ちょっとこの不感地域はないっていうところの概念というか、どういうところでそういうふうに判断されてるのかっていう、実際市内にあるわけですよ。ちょっと

そのまず考えは聞かせてもらっていいですか。

総合政策部長 不感地域の考え方についてでございますけれども、今、市の方で考えておりますのは、地域全体で4つのブランドと言いますか、携帯の会社、4つ大きいところがある、言うまでもないかと思えますけど。その4つともが、入りにくいというところを考えておまして、地域全体で4つのブランドが入りにくい。要は、1つも入らないってことになる、災害時とかそういった時に非常に地域全体として困るっていうような考え方での不感地域という考え方を持っているところでございます。

綾城委員 市が把握する限りでは、だから、1つも入らないっていうのはこの辻並地区だけであるというお考えっていうことでよろしいですか。

デジタル戦略課長 4つの全てのキャリアが入らない、圏外の地域っていうところが不感地域っていうところになるかなと思うんですけど、全体が入りづらい地域としては辻並地区が該当するものと認識しているところでございます。地域全体としてはですね。

綾城委員 今、デジタル戦略課さんですかね。じゃ、今後、市としては今回のような措置を図ることは、今後はこういった理由で事業者さんに補助を出して、誘致するとか、キャリアをっていうことは、もう今後はないというような今考えでいらっしゃるってことでよろしいですか、部長。

総合政策部長 現時点では、市で把握する限りの4つのキャリアが入らない、入りにくいっていうところの地域っていうのは、これで解消されたものと考えております。ですので、今後、今の時点では、どこかの地区と言いますか、そこをするっていう予定は今のところございません、ということになります。

林委員 じゃあ、私の方から1点、関連でお願いします。今、不感地域の概念についてのご質疑がございましたけど、昨年6月定例会における私の一般質問において、市の認識としては、だから不感地域っていうとちょっと分かりづらいので、当時の答弁言いますとね、「いわゆる不感地域につきましては、市で把握する限り市内には存在しないとの認識である」というのが当時の認識。つまり、その、「しかしながら、電波は届いているものの通話がしづらい状況ということで、湯本三ノ瀬地区及び三隅辻並地区の2地区から改善要望が出されてるんだ」というのが、前回、昨年の到達点なんですね。だから、ちょっと紛らわしいんですが、不感地域というのは基本的に市にはない、存在してないです。1社でも入れば不感地域ではなくなりますので。ただ、聞こえづらいとか電波が入りづらいっていうことはあったにしても。ただ、その辺、ちょっともう1回、整理しないと皆さん、多分ちょっとわかりにくいっていうか、ちょっともう1回。そのあたり、部長の方でもよろしいです。お願いします。

総合政策部長 ちょっと紛らわしい言葉を使わせていただいて申し訳なかったんですけども、今、要は、入りづらいと言った方がわかりやすいかなと思えますけど、地区と言いますか、地域全体で入りにくいっていうところは、もうこれでなくなるという認識

でございます。ただ、携帯のそれぞれのブランドと言いますか、携帯の会社から言うと、エリアマップで見てもらうとわかるんですが、今回の辻並地区についても入るようなエリアに設定はされてます。ところが、地域の傾斜とかそういった状況、あそこの上にもダムがございますし、そういったところもあって、実際に調査すると、入りづらいと言いますか、入らない、全く入らないところもありますし、そういったところを地域全体として解消するということでございまして、不感地域って一般的に言うのは全く入らないところですので、4ブランドが入りづらいといった方が正解かなと思います。すいません、ちょっと誤解を生みましたけども。

中平委員 今の部長の答弁を受けまして、もし仮に入らない、まるっきり入らないわけじゃないけど、ほんと非常に入りづらいというようなところに仮にホテルなりキャンプ場なり等が作られた場合は、市としても検討するという考え方がおありですか。

総合政策部長 やはり、市民の命と生活を守るっていう市長の理念でございますけれども、やはり市民の方が生活する上での不便ということで、災害対応でありますとかっていうのは特に非常に重要なところになるかと思えますけど。先ほどスターリンクの話についても、雨が、大雨が降ってる時に災害で呼ぼうと思ったら家の外に出ないとかかけないっていうような状況はちょっと困るっていうところもありますし、やはり新しいホテルを誘致してきたから、じゃあそこに立てるっていうのはやっぱり民間の話になろうかと思えます。

上田委員長 他にございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般についてご質疑はございませんか。

田村大治郎委員 それでは、先ほど防災と言いますか、大雨の話も出ましたし、そういった緊急時のための通信手段の考え方について副市長にお尋ねをしたいんですけども、スターリンクの話が出てまいりました。今回のこれは、10 世帯 20 人のための 2,000 万円のアンテナということになります。防災時の通信であつたりとかっていうのはわかりますけど、雨が降っても、そのご自宅にはおそらく固定電話があるでしょうから、固定電話繋がってさえいけば、家から連絡ができるわけでございます。スターリンク先ほどテキストデータのみのサービスだというふうにお答えになりましたけれども、LINEであつたりメッセンジャーであつたりで、こちらのほうの通話アプリで通話することは可能なわけです。高齢者の方多いと思えますけど、そのデジタルデバイドの解消についても今市が進めておられます。この辺り、今回は不感地域としても辻並地区の電波状態の解消ということでしたけれども、これ辻並さんだけで終わるんですかね、スターリンクも出ましたけど、そういったことも含めて全エリアの、長門市全域の不感地帯と言いますか、その電波状態の悪い地域の解消というふうなお考え、この先にないんでしょうか。

副市長 先ほど来、担当部長、担当課長がご説明してまいりましたように、今回の辻並地区におきまして、令和 3 年度から地区からの要望が出てまいりました。そして、地

区全域が、先ほど不感地域というお話されましたけど、ここはあくまで地区全域が通話しづらい状況ということで、この 10 世帯の方々に対しては、その後、担当課が全ての世帯に対してアンケートって言いますか、訪問をいたし、どんな状況にあるかをつぶさに確認した上で、今回の予算措置に至ったところでございます。

スターリンクの話もございましたけれども、実際、辻並地区の住民の方は特に救急搬送、これで大変不便をしているという状況を目の当たりにしました。そこは家の中から、パニック状態って言うんですか、そういう状況になればですね、もうすぐに電話、119 番なりにかけたい、ところが通じない、それが大雨の中だったらなかなか外に出づらい。そういった状況の中で、この 10 世帯の方々については、やはり 4 つのキャリアが地区全域で通話しづらいんだという状況を確認した上で、今回の措置に至ったところでございます。その点はぜひご理解を賜りたいと思いますし、そういったつぶさなお声を聞いた上で、今回、単市での事業を起こしたことはご理解を賜りたいと思います。確かにスターリンクとか衛星通信の技術は、日進月歩ですので、そういう状況になりましたけれども、これについてはたまたまテキストデータしかちょっと今通じないという状況でございますので、もちろんデジタルデバイドの解消は一方ではいたしますけれども、日々目の前でそういった緊急事態に遭遇されている方々のお声は、絶対に無視することはできないと思います。また今後、例えば人口が伸びて住宅団地が造成されるとか、そういった形になればその時点でまたその地域の状況を見ながら、もしこういった地区全域が通話しづらい状況になるのであれば、またその辺りはつぶさに検討させていただきたいという答えを今時点ではさせていただきたいと存じます。

田村大治郎委員 ご理解くださいと言われると、私が理解していないみたいなお答えだったように聞こえますけれども。家で何かあって緊急連絡をするときには固定電話があるって話を先ほど質問の中でしたと思います。じゃ、これまで、その 10 世帯、20 人の方っていうのは、孤立無援って言いますか、陸の孤島だったのかというと、そんなことはないと思うんですよ。そういう通信環境の改善については、別に悪いって言ってるわけじゃなくて、スターリンクというご答弁が昨年、市長からありましたので、そういったことと見比べながら検討されたのだろうかということと、じゃ辻並に、アンテナ建ったらもうこれで長門市全域の電波状態は、まあ悪いとこありますけど、これの改善についてはもう終わりということですかということをお尋ねをしたわけですよ。市民の命と生活を守るといこう市長の政治理念がありますから、それに照らして政策的に今回の事業を提案されたのだろうなと思いますけど、これで終わりですか。

副市長 先ほどご答弁申し上げましたように、例えば将来的に住宅団地が造成されるということがあればまた考えることもあろうかと思いますが、現時点これが最後でございます。

上田委員長 今一度、デジタル戦略課所管全般についてのご質問はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えの

ため暫時休憩します。委員の皆様は自席待機をお願いします。

— 休憩 10:00 —

— 再開 10:01 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 補正予算書 16 ページです。5 目「財産管理費」、事業コード 015「市有財産活用事業」、説明資料は 1 ページでございます。この水路補強工事の積算根拠をお伺いいたします。

監理管財課長 積算根拠につきましては、山口県設計標準歩掛表に基づいて積算しております。

中平委員 これ工事をするということは、工事完了後に売却や貸与の予定があるという考えでよろしいでしょうか。

監理管財課長 この度、払い下げの申し出がありましたので、工事完了後は一般競争入札による公売の手続きを進めていきたいと思っております。

重廣委員 この度、払い下げの要望があったと。それだから、今まで 2 年、3 年放置していた土地に水路の補強するということを今言われてますけど、この工事内容についてどういうことをされるのかを伺いたいと思います。

監理管財課長 埋設されている既存のヒューム管の周辺を掘り出しまして、管の周囲に鉄筋を組み立て、型枠設置後にコンクリートを打設する予定でございます。

重廣委員 例えば、補強ですからそれは当たり前なんですけど、例えば区画等を変えるとか、今だっ広いとこですよ。それをなぜか深く触るのかどうか、そういうことを聞いているんです。

監理管財課長 大変失礼をいたしました。今、こちらの補強工事する水路につきましては現在機能しておりますので、水路本管そのもの自体は触ることはございません。

重廣委員 それでは先ほどの話から、ちょっとこの土地を利用したいっていう話があったからっていう話でしたよね。もしそれがなければ、あのまま放置していましたか。

それとも、こういう放置されてるところは、定期的に水路とか水の流れを見ながらこういう工事を今からもしていくのかどうか、そのことについて伺いたい。

監理管財課長 こちらの旧立野市営住宅跡地につきましては、令和 4 年度の解体工事完了以降、売却等を募ってまいりましたが、土地内に軟弱な水路があることから応募がありませんでした。よって、あの跡地の利活用の推進と水路の適切な維持管理のためには水路の補強が必要となるということがありましたので、この度は検討しておったところ申し出があったというところでございます。

上田委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、監理管財課所管全般についてご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:06 —

— 再開 10:07 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:08 —

— 再開 10:09 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村大治郎委員 それでは、現在、その生活保護受給者の方への支給、給付ですけれども、この給付の方法についてお尋ねいたします。

保護班長 給付につきましては、現在受給中の方につきましては口座振替での支給、過去に保護を受給されていた方については、申し出に基づき審査の上で、これもまた口座振替による支給を予定しております。

田村大治郎委員 2 つ目を聞こうと思ったこともお答えになりましたけれども、現在受

給されておられない方につきましては申請が必要だということなんですけれども、その現在受給をしておられる方についてはプッシュ型で給付を行うと。受給しておられない方については申請が必要なんですけれども、あなたがその対象者だという通知については市からされるのでしょうか。

保護班長 現在、長門市のホームページ等で申請に対する告知のほうを行っております。また、今後、市の広報等でも告知のほうを行っています。個別での通知というのは行う予定はありません。

田村大治郎委員 でしたら、当然、何て言いますか、給付を受ける権利のある方が、個別の通知を行わないということであれば、申請漏れということが可能性として考えられるんですけれども、こういったことへの配慮については何かお考えでしょうか。

保護班長 今回の追加給付につきましては、最高裁判所の判決を受けての国の決定であり、基本的に広報等は国が行うものとなっています。

田村大治郎委員 では、予算化された時点でですね、現在どの程度受給者がいらっしゃるのか、それから過去にどの程度受給されていた方がいらっしゃるのか、その該当の期間ですね、2013 年以降でしょうけど。というのは、把握はされてるんですか。

保護班長 今回の補正予算に関しましての対象としては、現在、保護受給中の世帯が 171 世帯、廃止世帯は 222 世帯となっています。

田村大治郎委員 その廃止世帯って言われましたか。過去に受給しておられて、今受けておられない、その受給状態を脱された方か、この方々を把握していらっしゃるけれども、その対象となって今ご存命の方から申請がなかったというふうなギャップが生じる可能性のことをさっきから聞いてますけれども、これについては特に確認はしないということですか。

保護班長 現時点では、過去に受給されていた方につきまして、現在、国のほうでの指針を定めている最中ですので、現在、市としてこれ以上の対応を取る予定はありません。

林委員 関連質疑を行います。要するにですね、今、田村委員のご質問というか、ご質疑を聞いててですね、単純にこの事業費の 1,613 万 2,000 円の積算根拠っていうのをまずちょっとお話していただだけませんか。

保護班長 積算につきましては、過去の保護の基準と現在の基準の差額について、国が示した算定ソフトにより算定をしたものとなっています。

林委員 大変申し訳ないんですけど、私の質問の仕方が悪かったというふうに認識しました。今、いや、だからこの 1,613 万 2,000 円の積算根拠ですよ。例えば、受給者がこれだけいて、追加支給をしなければいけない保護世帯がこれだけいて、1 世帯当たり平均これだけだ、だからこういう積み上げになったんだっていう明確なお答えをいただきたいわけです。

保護班長 現在、対象世帯として受給中世帯 171 世帯、廃止世帯 222 世帯、これに

対して受給中世帯が 905 万 8,900 円、廃止世帯が 675 万 2,550 円となっています。

上田委員長 ほかにございましたら。

田村継委員 では、その廃止世帯の方の 675 万円、これはホームページや広報等を見られてご請求をされるということでした。ということは、人数がわからないということだと思います。その上で、あえて 675 万円と設定された根拠をお伺いいたします。

保護班長 今回対象になられる追加給付の対象世帯に関して、死亡された方を除く方につきまして、全件をこちらのほうで抽出して算定をいたしました。その上で算定を行っています。

田村継委員 では、この 675 万円というのは、本来は請求できるはずの方のマックスの上限、そういった解釈でよろしいでしょうか。

保護班長 お見込みのとおりとなります。

上田委員長 ほかにございましたら。

ひさなが委員 今、田村継委員からも、これがマックスなんだというお話が出たと思うんですけど、例えば今年度中に申請ができなかった場合ですよね。ただ、元々は多分払うべきお金ということで準備をしてるはずですけど、やっぱり会計が単年度制というところがあるので、例えば今年度できなかったけど、ある時にふと情報を得て、次年度申請したいよとなっていった時というのは、もちろん得る権利というのはあるのかなと思うんですけど、その点については今現在どういうふうに国が言っているのかとか、どう見込んでいるのかというのを伺いしたいと思います。

保護班長 申請の期間について、現在、国のほうから明確な指針のほうは出されていませんが、近日中にこの指針が出されるものと思われます。市としてもその対応に従うようになる予定となっております。

上田委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般についてご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:17 —

— 再開 10:18 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:18 —

— 再開 10:19 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 予算資料 18、19 ページ、説明資料は該当なし、事業コードもなしで、3 項「水産業費」、4 目「漁協建設費」こちらのほうについて、国県支出金がマイナス 500 万円、新たに市債のほう、起債のほうが 500 万円計上されてますが、まずこの理由をお伺いいたします。

水産振興班長 今回の補正内容につきましては、小島 B 防波堤設置工事に関わる国庫補助の内示があり、予算計上額に対し内示額が減額となったことから、国庫補助金の不足分を過疎対策事業債で財源措置するものです。

田村継委員 では、市の方としてはこの国庫補助金が減った理由をどのように捉えてらっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

水産振興班長 内示額が減額になった理由でございますけども、山口県が各市町の事業費を取りまとめて国に要求をいたしますけども、全国的に機能保全事業の要望が多く、各都道府県への詳細な配分率というものは明言されておりませんが、全国的に減額となった可能性があるというふうに山口県より説明を受けております。

田村継委員 では、新しく起債のほうで過疎債を起こされるということでした。実質、市の負担金額をお伺いいたします。

財政課長 今回 500 万円ほど起債を追加しておりますが、交付税措置率が 70 パーセントとなっておりますので、実質 30 パーセントが市の負担となります。

田村継委員 私の聞き方が悪かったので、もう 1 度お伺いいたします。市の実質の負担する金額、こちらのほうもう一度お伺いいたします。

設計技術班長 当初予算では、国庫補助金 5,250 万円、過疎対策事業費 5,250 万円の事業費ベースで合計 1 億 500 万円を計上しておりましたが、今回の補助決定額が 4,750 万円であったため、6 月補正予算により国庫補助金額を 500 万円減額し、

過疎対策事業債を 500 万円増額したところによりまして、市の負担金額は、当初の 5,250 万円からご変更後の約 5,750 万円となります。

田村継委員 では、市の実質負担額は 150 万円ほど増額ということで理解いたしました。では、最後にこの防波堤の工事の工期、こちらのお見込みをお願いいたします。

農林水産課長 現在、まだ未発注でございますのであれですけども、年度内完成を目指しているところでございます。

上田委員長 ほかにございましたら。((「なし」と呼ぶ者あり)今一度、農林水産所全般についてご質問はございませんか。((「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で議案第 1 号に対する質疑を終結します。討論を行います。ご意見はございませんか。((「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)はい、挙手多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算委員会を散会します。どなた様もご苦労様でした。

— 散会 10:24 —